

つがる市長交際費の支出基準に関する要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、市長の交際費（以下「交際費」という。）について、適正な執行と透明性の確保を図るため、その支出に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支出対象)

第2条 交際費の支出対象となる個人又は団体は、次のとおりとする。

- (1) 市の事務事業と直接かつ密接な関係にある者
- (2) 市政の運営に功績があった者
- (3) 事故、災害等に見舞われた者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める者

(支出区分)

第3条 交際費は、次の各号に掲げるものとし、その区分、内容及び金額は、別表に定めるとおりとする。

- (1) 祝儀 式典、各種総会、行事等に出席する場合に支出する。
- (2) 弔慰金 葬儀、法要、供養等に際して支出する。
- (3) 見舞金 事故、災害等の見舞いの場合に支出する。
- (4) 激励金 市の公益に資すると認める者を激励する場合に支出する。
- (5) 懇談費 市政運営に資する意見交換又は情報収集する場合に支出する。
- (6) 贈答費 来客等への土産、贈答品、記念品等の購入する場合に支出する。
- (7) その他 市政運営上、市長が特に必要があると認める場合に支出する。

2 前項の区分、内容及び金額については、社会経済状況の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

(雑則)

第4条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日つがる市訓令第16号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月25日つがる市訓令第9号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月24日つがる市訓令第11号）

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

関連が深い個人対象者一覧(1親等内親族含む)
①（常勤）特別職、市議会議員、監査委員、選挙管理委員会委員長、農業委員会会長、消防団長
② 上記①における元職(但し、監査委員、選挙管理委員会委員長、農業委員会会長を除く。)
③ 特別貢献者(名誉市民等市長が認める者)
④ 国会議員・県知事・副知事・県議会議員・他市町村長特別職
⑤ 上記④における元職
⑥ 選挙管理委員会委員、教育委員会委員、農業委員会委員、固定資産評価審査委員会委員、消防団地区団長及び行政委員(条例に基づく非常勤特別職の名簿一覧参照)
⑦ 職員

【祝儀】

- 1 式典、各種総会、行事等 10,000円以内又は会費相当の額(案内文書があったもので、出席するものに限る。)
飲食を伴わないもの なし
飲食を伴うもの 昼の場合 5,000円、夕方の場合 7,000円
- 2 ①の結婚披露宴等に要する場合(市長への招待がある場合に限る。) 20,000円以内又は指定されている会費の額

【弔慰金】

- 全市民を対象に弔慰文書を作成し故人宅に届ける。市に縁がある者には、市外の対象者にも弔慰文書又は弔電を届ける。
- ①③ 本人 香典 10,000円、生花(現相場で22,000円)
配偶者、子、父母、同居の配偶者の父母 香典 5,000円、生花(現相場で22,000円)
法事に係る会費 20,000円以内
 - ② つがる市誕生以降の者に限る。ただし、特別職は昭和30年町村合併以降のものとする。
本人 香典 5,000円、生花(現相場で22,000円)
 - ④⑤ 随時協議する。
 - ⑥⑦ 本人 香典 5,000円、生花(現相場で22,000円)
法事に係る会費 20,000円以内

【見舞金】

- 1 入院見舞金 10,000円以内とし、随時協議する。(①～⑥の本人とする。但し、①特別職における市長を除く。)
- 2 火災等見舞金 随時協議する。

【激励金】

- 1 スポーツ振興・文化・芸術等により、全国大会等に出場する場合(市から助成がある場合は除く。)
- 2 海外の派遣事業へ参加する場合
1・2共に3,000円から15,000円以内の額で、随時協議する。

【懇談費】

随時協議する。

【贈答費】

随時協議する。

【その他】

上記に掲げるもののほか、交際費の支出が適当であると認めるもの。